

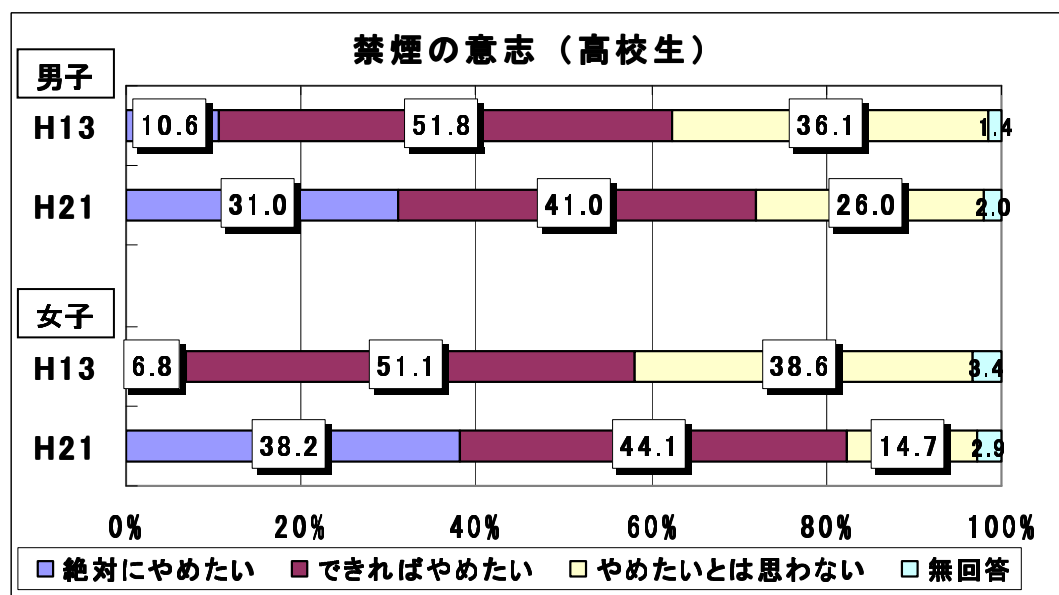
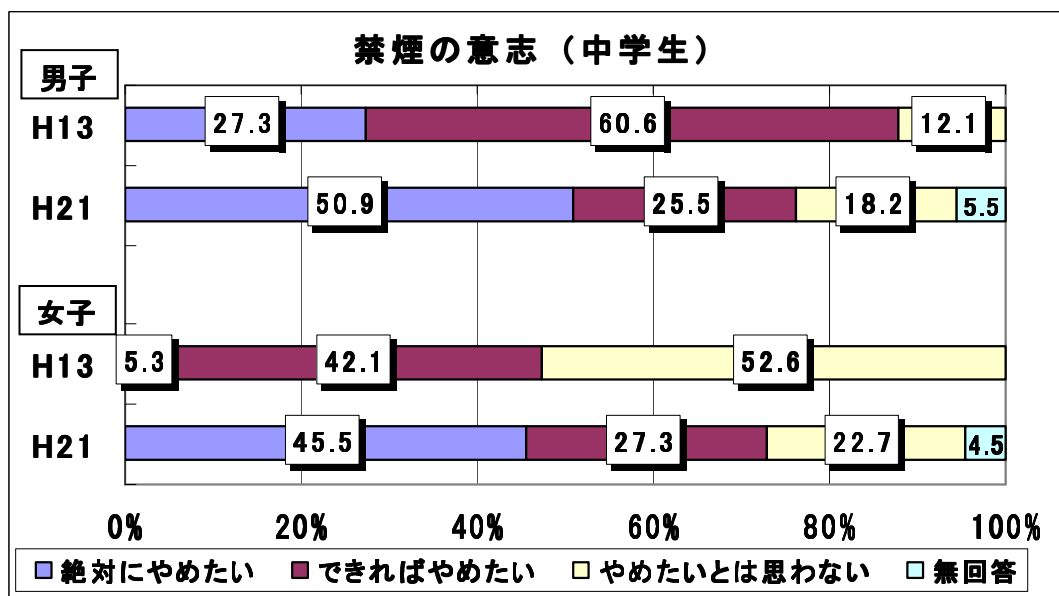
1 中・高校生の禁煙の意志

平成21年度に実施した喫煙、飲酒、薬物乱用に関する意識・実態調査によると、喫煙している生徒のうち、中学生では男子で76.4%、女子で72.8%が「絶対にやめたい」「できればやめたい」と答えています。高校生では男子で72.0%、女子で82.3%が同様に禁煙の意志を示しています。また、喫煙防止教育の取組みや禁煙に関する社会環境の整備等によって、前回平成13年度の調査と比べても中、高校生ともに「絶対にやめたい」と答えた生徒が増加しています。

このように、興味本位や先輩・仲間に勧められる等で喫煙を始めたものの、多くの生徒がたばこを断ちきりたいと思っていることが調査結果から浮かび上がってきました。

そこで、各学校の指導において、喫煙防止教育を進める一方で、喫煙している生徒への対応が必要となっています。

問「あなたは、禁煙(たばこを吸うのをやめること)をしたいと思いますか」に対する回答



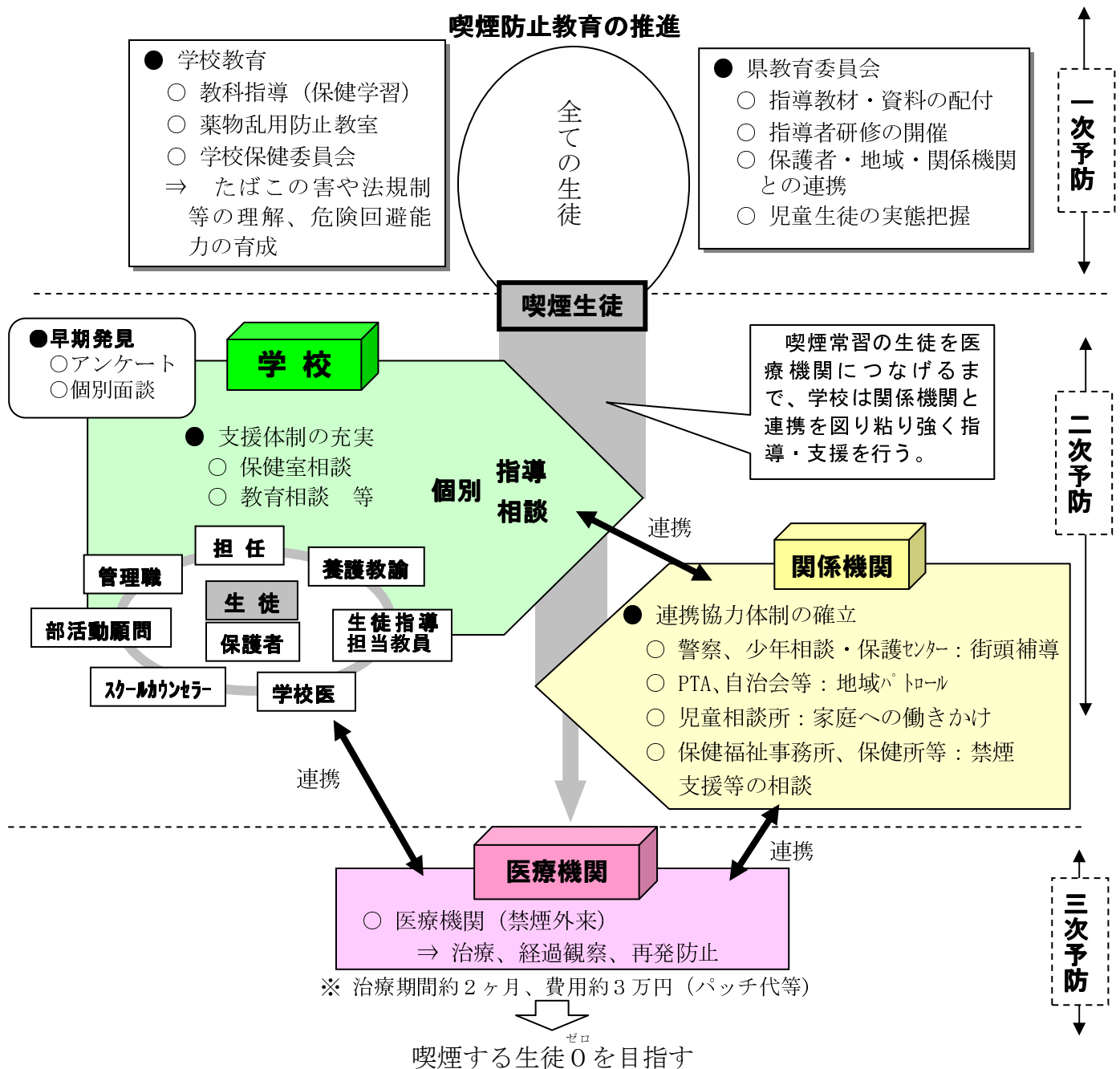
2 喫煙対策の取組みについて

(1) 学校における喫煙に関する指導・支援

喫煙は一度依存状態に陥ると抜け出すのは極めて難しいため、喫煙をしていない生徒を対象とする「一次予防」が最も本質的な予防策です。一次予防の方法は健康教育と社会環境の改善であるので、学校における喫煙防止教育は重要であり、学校の主な役割は「一次予防」の立場からの働きかけです。

しかし、中学生にも喫煙を経験した生徒がいることは事実で、これらの生徒に対しては「二次予防」「三次予防」の立場から個別に対応する必要があります。その際には、学校のみでなく、医療機関、警察など外部の関係機関と連携を持って対応することが大切です。

(2) 各段階に対応した喫煙対策イメージ



3 専門機関との連携による禁煙相談・治療について

学校が支援体制を整備し、関係機関と連携して粘り強く指導・支援を重ねることは重要ですが、喫煙をやめられずにニコチン依存症になっていると思われる生徒に対しては、医療機関による治療等が必要な場合もあることから、早期に保護者の理解と協力を得て、保健福祉事務所等に禁煙支援についての相談を行うなど、医療機関につなげることが重要です。

(1) 専門機関における禁煙相談や治療の必要性について保護者の理解

専門機関へつなげるためには、保護者の理解と協力が不可欠です。改めて、喫煙の害や法規制について話をするとともに、喫煙が習慣化している場合は医療機関による適切な治療が必要であることについて理解を促すことが必要です。

⇒ 保護者へ話すことは・・・

- 喫煙が及ぼす害について
 - 若年者ほど依存症になりやすく、健康影響も大きいこと
 - 依存症と思われる場合の適切な治療の必要性
- 未成年者の喫煙に対する法律による規制について
 - 未成年者の補導と保護者の監督責任



専門機関での禁煙相談等の必要性の理解

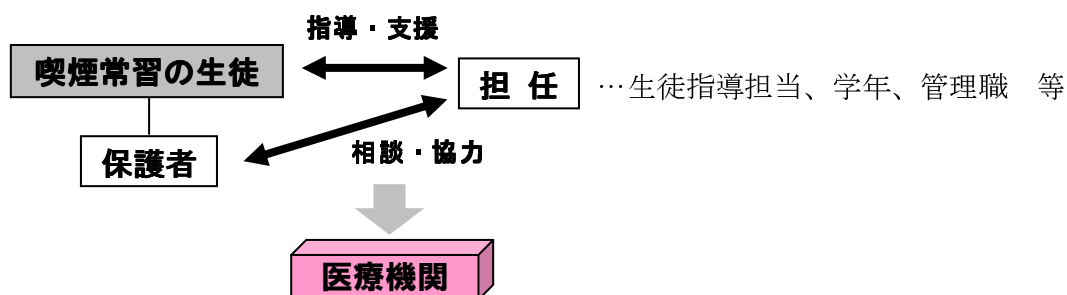
(2) 専門機関へ円滑につなげる方法

喫煙が習慣化している生徒は、喫煙のきっかけや、喫煙の害についての理解度、たばこの入手ルート、友人関係など様々な状況があります。また、保護者に関しても、保護者本人の喫煙習慣や子どもとの関わり方といった様々な状況があります。一人ひとりの生徒、保護者の状況に合わせて支援体制を確立し、きめ細かく丁寧に指導・支援しながら保健福祉事務所等と連携するなど、必要に応じて医療機関等につなげることが必要です。

また、こうした専門機関へつなげた後も、継続的な支援や見守りが重要です。

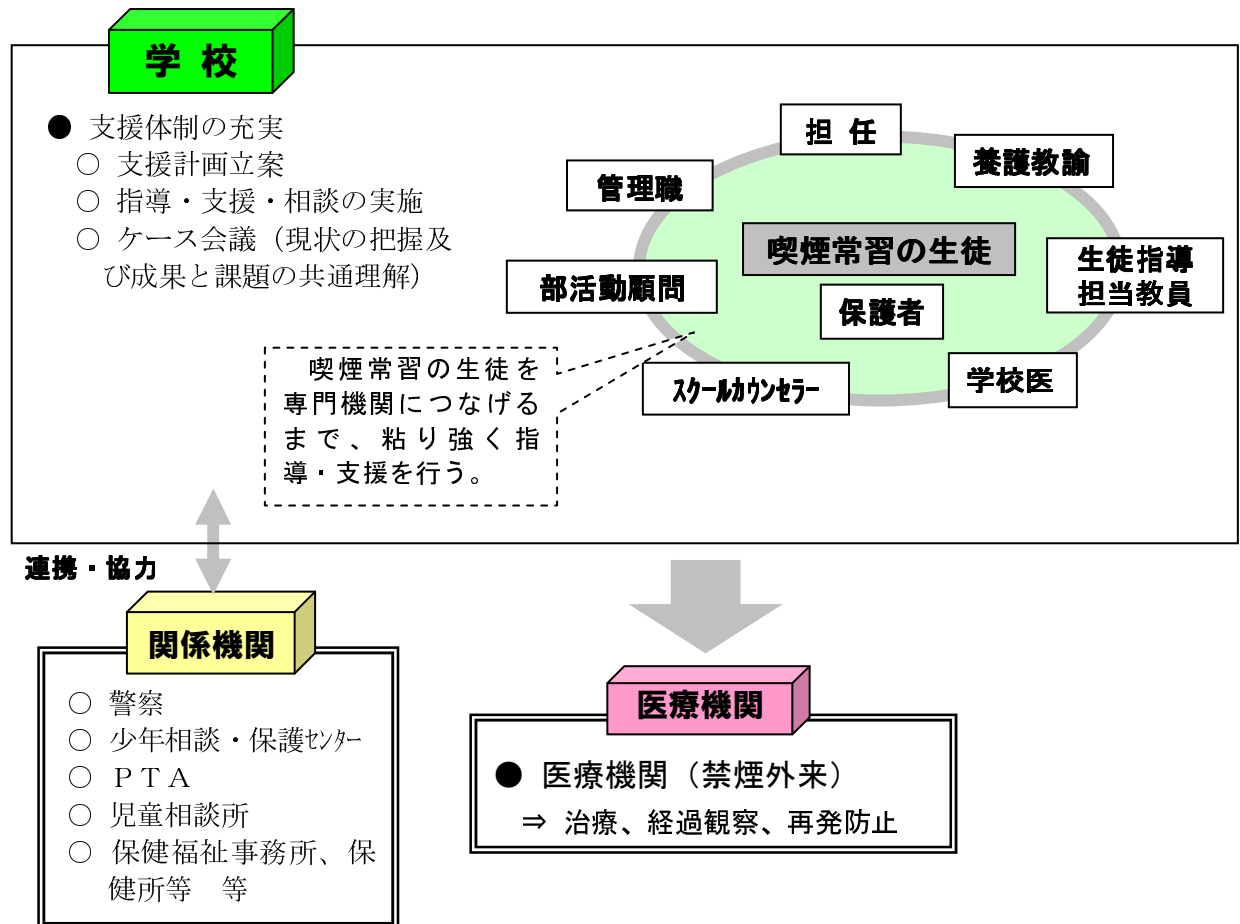
① 担任が中心となって保護者と連携を図るケース

担任が中心となり該当生徒へ指導・支援するとともに、生徒指導担当教員等と協力しながら保護者の理解を得て、保健福祉事務所等と連携し、医療機関につなげることが考えられます。



② 複数の教職員でチームを組んで支援するケース

関係する複数の教職員でチームを組んで、それぞれの立場から多角的な支援を行うことができる支援体制を構築することが考えられます。その際、警察や少年相談・保護センター、PTA等の関係機関や保健福祉事務所等との連携を図り、組織的、計画的、そして継続的に指導・支援をすることが大切です。



※ 禁煙相談の窓口等の情報は、県たばこ対策課のホームページ「**かながわのたばこ対策**」をご参考ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6955/>